

平成２２年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成２０年４月から施行され、この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表することとされました。

仙北市の平成２２年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

◎健全化判断比率

平成２２年度決算に基づく健全化判断比率については、いずれも早期健全化基準、財政再生基準を下回っております。

区分	健全化判断比率 ※	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ %	(12.96 %)	(20.00 %)
連結実質赤字比率	－ %	(17.96 %)	(35.00 %)
実質公債費比率	19.2 %	(25.0 %)	(35.0 %)
将来負担比率	129.9 %	(350.0 %)	

※ 実質・連結実質赤字額がないため、実質赤字比率・連結実質赤字比率は、「－」と表示しています。

<実質赤字比率>

一般会計の赤字額を市税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

<連結実質赤字比率>

全ての会計の赤字と黒字を合算し、全体の赤字の程度を市税等の財源の規模と比較して指標化し、仙北市全体の運営の深刻度を示すものです。

<実質公債費比率>

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

<将来負担比率>

仙北市の一般会計の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

◎資金不足比率

平成２２年度決算に基づく資金不足比率については、いずれの会計とも資金不足は生じておりません。

特別会計の名称	資金不足比率 ※	経営健全化基準
下水道事業特別会計	－ %	(20.0 %)
集落排水事業特別会計	－ %	(20.0 %)
浄化槽事業特別会計	－ %	(20.0 %)
簡易水道事業特別会計	－ %	(20.0 %)
病院事業会計	－ %	(20.0 %)
温泉事業会計	－ %	(20.0 %)
水道事業会計	－ %	(20.0 %)

※ いずれの会計とも資金不足額がないため、資金不足比率は「－」と表示しています。

<資金不足比率>

公営企業の資金不足の状況を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

◎各基準の概要

<早期健全化基準>

健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上である場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定め、これを公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。

<財政再生基準>

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが「財政再生基準」以上である場合には、議会の議決を経て「財政再生計画」を定め、速やかに、これを公表するとともに、県知事を経由して総務大臣に報告しなければなりません。財政再生計画については、議会の議決を経て県知事を通じ、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、同意を得ないときは、災害復旧事業費の財源とする場合を除き、地方債をもってその歳出の財源とすることができません。

<経営健全化基準>

資金不足比率が「経営健全化基準」以上である場合には、議会の議決を経て「経営健全化計画」を定め、これを公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。